

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成 22 年 3 月 25 日

（照会者） 殿

金融庁監督局 銀行第一課長

平成 22 年 3 月 4 日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 3. (3) の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

照会書にある事実を前提とすると、「本件不動産デリバティブ取引」は銀行法第 10 条第 2 項柱書きに規定する「その他の銀行業に付随する業務」に該当し、貴行が業務として当該取引を行ったとしても同法第 12 条の他業禁止規定には抵触しないものと考えます。

2. 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

本件不動産デリバティブ取引は不動産自体を取引するものではなく、取引内容はインデックスを使用した差金決済に基づく金銭の授受である。また、反対取引の実施等により不動産インデックスの変動リスクが適切にヘッジされる限りにおいて、銀行が保有するリスクは主として顧客の信用リスクである。以上に照らせば、本件不動産デリバティブ取引は銀行の既存業務に準じるものであり、既存業務とのリスクの同質性等も認められる。なお、類似の取引としては既に商品デリバティブ取引が認められている。

さらに、既存業務（商品デリバティブ取引等）のオペレーション能力を活用でき、極度管理等により業務規模が過大とならないよう管理されるのであれば、主要行等向けの総合的な監督指針における要件に照らし、「本件不動産デリバティブ取引」は銀行法第 10 条第 2 項柱書きに規定する「その他の銀行業に付随する業務」に該当し、貴行が業務として当該取引を行ったとしても同法第 12 条の他業禁止規定には抵触しないものと考えられる。

以 上